

令和2年第1回御宿町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年1月31日（金曜日）午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 4 議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第3号 令和元年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算第3号
- 日程第 5 議案第4号 令和元年度御宿町介護保険特別会計補正予算第2号
- 日程第 6 議案第5号 令和元年度御宿町一般会計補正予算第8号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	岡本光代君	2番	田中とよ子君
3番	市東和之君	4番	土井茂夫君
5番	立野暁広君	6番	藤井利一君
7番	貝塚嘉軼君	8番	高橋金幹君
9番	伊藤博明君	10番	堀川賢治君
11番	北村昭彦君	12番	滝口一浩君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	齊藤弥四郎君
総務課長	大竹伸弘君	企画財政課長	田邊義博君
産業観光課長	殿岡豊君	教育課長	金井亜紀子君
建設環境課長	埋田禎久君	税務住民課長	齋藤浩君
保健福祉課長	渡辺晴久君	会計室長	岩瀬晴美君

事務局職員出席者

事務局長	吉野信次君	主任主事	鶴岡弓子君
------	-------	------	-------

◎開会の宣告

○議長（土井茂夫君） みなさん、おはようございます。

本日、令和2年御宿町議会第1回臨時会が招集されました。

本日の出席議員は12名です。よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和2年御宿町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会日より編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また携帯電話の類は、使用できませんので、電源をお切りください。

(午後1時30分)

◎町長あいさつ及び提案理由の説明

○議長（土井茂夫君） 次に石田町長より、日程に先立ちあいさつと提案理由の説明があります。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 本日ここに、令和2年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に提案いたします案件は、人事院勧告等に基づく条例改正2議案、令和元年度一般会計補正予算案をはじめとする各会計補正予算（案）など計5議案をご審議いただくこととなりますが、開会に先立ちまして、議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、特別職の期末手当の支給割合を改定するため条例の一部を改正するものです。

議案第2号「一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえまして、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給割合、一般職の任期付職員の給料月額などの改定するため条例の一部を改正するものです。

議案第3号「令和元年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号について」は、

歳入歳出それぞれ3万7千円を追加し、補正後の予算総額を11億3,431万2千円とするものです。内容につきましては、人事院勧告等に基づく給与改定に伴う、職員人件費の調整でございます。

議案第4号「令和元年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第2号について」は、歳入歳出ともに7万7千円を追加し、補正後の予算総額を11億4,511万9千円とするものです。内容につきましては、人事院勧告等に基づく給与改定に伴う、職員人件費の調整でございます。補正財源につきましては、法定負担分としての国・県・支払基金からの支出金や一般会計からの繰入金のほか、前年度繰越金を充て、収支の均衡を図りました。

議案第5号「令和元年度御宿町一般会計補正予算（案）第8号について」は、歳入歳出ともに121万円を追加し、補正後の予算総額を37億8,961万円とするものでございます。内容につきましては、人事院勧告等に基づく給与改定に伴う、職員人件費の調整でございます。なお、財源につきましては、平成30年度からの純繰越金を充当し、対応いたします。

ただいま申し上げました議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、何とぞ慎重なるご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

一件、報告をさせていただきます。

国内におきまして、感染が確認された新型コロナウイルスへの対応でございますが、現在、小中学校、認定子ども園の保護者に対しまして、予防についての文書を配布すると共に、町ホームページに感染症予防、県相談窓口についての周知を行っているところでございます。新型のウイルスということで、住民の皆さんが過剰な心配をしないように、また、感染を防ぐために、いすみ健康福祉センターをはじめ、関係機関との連絡を密にしながら、情報の収集と提供に努めてまいりたいと思っております。

よろしくお願いを申し上げます。

◎会議録署名人の指名について

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

6番、藤井利一君、7番、貝塚嘉軼君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（土井茂夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の日程は、あらかじめ配布した日程により、本日1日限りにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1日とすることに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第3、議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より、議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本改正案は、特別職の職員の給与に関するものですが、内容が人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定に関連がございますので、議案説明の前に、添付しました資料により、「人事院勧告」「千葉県人事委員会勧告」の内容、また、これらを受けての「町における給与改定の内容」についてご説明させていただきます。

議案に添付させていただきました資料の1ページをご覧ください。令和元年8月7日に人事院勧告があり、その概要は資料のとおりとなっております。

また、2ページに移り、10月9日には千葉県人事委員会からの勧告があり、人事院勧告の内容に準じて、民間給与との均衡を図るため給料表について平均0.2%を引き上げています。内訳では若年層を引き上げるものです。期末・勤勉手当については、勤勉手当を0.05月分引き上げ、現行の年間4.45月分を4.5月分に引き上げ、令和元年度の引上げ分については、12月期の勤勉手当で上乗せする内容となっております。

住居手当について、支給対象となる家賃の下限を4千円上げるとともに、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1千円上げる内容となっております。

3 ページに移りまして、御宿町における給与改定案の内容ですが、人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえた、給料表の改定、期末・勤勉手当の改定等の概要を記載させていただいております。内容につきましては、先程ご説明させていただきました千葉県人事委員会勧告の内容に準じております。給料表については、平均 0.2%引き上げる改定とし、内訳として、大卒初任給で 1,500 円、高卒初任給で 2 千円の引き上げを始め、若い世代の給料について引き上げるものです。期末・勤勉手当、住居手当についても、人事院勧告、千葉県人事委員会勧告と同様、改定を行うものです。

次に、4 ページとなりますが、任期付職員のうち特定任期付職員の給料及び期末手当の改定についての内容となります。御宿町では、現在この特定任期付職員の採用はありませんが、給料表の 1 号給について 1 千円の引上げ、期末手当については、年間 3.35 月分を 3.4 月分とするものです。令和元年度においては、この 0.05 月分を 12 月の期末手当で上乗せする内容となっています。

これらの改定の内容を踏まえ、資料の 4 ページ中段以降となりますが、特別職の期末手当についても改定を行うものです。特別職については、「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例」において期末手当の支給割合が定められており、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、年間 4.35 月分を 4.4 月分に引き上げるものです。

それでは、議案についてご説明いたしますので、議案第 1 号特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、新旧対照表をご覧ください。

第 1 条は、令和元年度における 1 2 月分期末手当を、100 分の 5 を引上げ、100 分の 217.5 を 100 分の 222.5 に改めるものです。

第 2 条は、令和 2 年度以降の支給割合について規定するものであり、6 月・12 月の支給割合を、それぞれ 100 分の 220 に改めるものであり、第 1 条の改正前に対してそれぞれ 100 分の 2.5 の引上げとなります。

附則としまして、第 1 項で公布の日から施行することとし、第 2 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行することとするものです。

第 2 項については、第 1 条の規定による改正後の条例の規定は令和元年 12 月 1 日から適用とするものです。

第 3 項は改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすこととするものです。

以上説明を終わります、よろしくお願ひいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

10番、堀川賢治君。

○10番（堀川賢治君） 中身ではなく、これから全部出てきますけども、民間企業との格差等に基づく給与改定となっておりますが、この民間給与というものはどういうものか、大企業もあれば中小企業もありますし、大企業の中にも大中小いろいろありますが、別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定ということですが、どういうレベルのものか教えていただきたい。

○議長（土井茂夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 民間企業の従業員の規模につきましては、50人を超える企業を対象としています。

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川賢治君。

○10番（堀川賢治君） わかりました。

それともうひとつ、ここにはあまり関係ないのですが、後から出てきますけども、国、県、市町村、市町村にはそれぞれあるんですが、このあたりの格差というのは何か基準があるんですか。それとも、それぞれの自治体の財政力というか、それで判断するのか、わかれば教えていただきたい。

○議長（土井茂夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告につきましては、民間等の状況を踏まえまして、それぞれ勧告として示されるものがありますけども、元となる給与表につきましては、国、県、町、同様のものがございます。それに基づき、改定をするということでございます。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（土井茂夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより、議案第1号の採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第1号に賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第4 議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長(大竹伸弘君) 議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。初めに、概要をご説明いたします。

この一部改正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給料等の改定について、所要の条例改正を行うものです。

全体で4条の構成となっています。

第1条及び第2条は、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するもので、第1条は、人事院勧告、千葉県人事委員会勧告に基づき平成31年4月から適用する一般職の給料表の改定及び令和元年12月分の勤勉手当率の改正を行うものです。

第2条は、令和2年4月から適用となる住居手当および勤勉手当の支給率を定めるものです。

第3条及び第4条は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するもので、第3条は、特定任期付職員の給料月額及び令和元年12月分の期末手当の支給率について改正をするものです。第4条は、令和2年4月から適用となる特定任期付職員の期末手当の支給率について定めるものです。

附則においては、各条の施行期日等について定めるものです。

それでは、新旧対照表により、第1条からご説明いたします。

新旧対照表の1ページをお開きください。

本条例第1条は、令和元年度に適用となる勤勉手当の支給率の改正及び給料表の改定を主に

行うものです。

第 20 条第 2 項第 1 号の改正ですが、一般職員の令和元年 12 月の勤勉手当の支給率の改正となります。今年度の期末手当及び勤勉手当の支給率は、全体で 4.45 月分となっていますが、人事院勧告、千葉県人事委員会勧告により民間との較差 0.05 月分を引き上げ、4.5 月分とすることとし、令和元年度については、12 月分の勤勉手当の率を 0.05 月分引き上げることとし、勤勉手当率 100 分 92.5 から 100 分の 97.5 に改正するものです。

新旧対照表 1 ページ下段から 6 ページまでの別表第 1 の給料表の改定については、給料月額を大卒初任給で 1,500 円、高卒初任給で 2 千円の引き上げなど、1 級から 5 級の範囲における若年層で 200 円から 2 千円の範囲で引上げるものです。

続いて、新旧対照表 7 ページ本条例第 2 条では、令和 2 年 4 月から施行する住居手当の改正、勤勉手当の支給率について改正をするものです。

第 11 条の 3 第 1 項ですが、住居手当の支給対象となる家賃の下限を 4 千円引上げ、1 万 2 千円から 1 万 6 千円に改正するほか、字句の整理を行うものです。同項第 1 号及び第 2 号では支給対象の家賃を 4 千円引き上げ、手当の上限額について 1 千円引き上げる改正と行うものです。

7 ページから 8 ページにかけて、第 20 条第 2 項第 1 号の改正は、一般職の勤勉手当の支給率について、令和 2 年度以降は 6 月、12 月ともに、100 分の 95 とし、現行よりそれぞれ 0.25 月分引き上げることとするものです。

新旧対照表 9 ページ本条例第 3 条では、特定任期付職員の給料表の改正を行うものであり、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 7 条に定める給料表において、1 号給について 1 千円を引上げるものです。

第 8 条第 2 項の改正については、特定任期付職員に対する期末手当の支給率を改正するものであり、12 月分において、100 分の 167.5 を 100 分の 172.5 と、0.05 月分引上げ、年間 3.4 月分に改正するものです。

新旧対照表 10 ページ本条例第 4 条では、本条例第 3 条にて改正しました特定任期付職員の期末手当の支給率を令和 2 年度以降は、6 月、12 月ともに 100 分の 170 とし、現行よりそれぞれ 0.25 月分引き上げることとするものです。

新旧対照表 11 ページ本条例の附則でございますが、第 1 項では、本条例の施行期日について公布の日からとするものですが、第 2 条及び第 4 条の規定については令和 2 年 4 月 1 日から施行することとするものです。

また附則第2項の規定は、一般職員及び特定任期付職員の給料表の改定を平成31年4月1日から、一般職員の勤勉手当、特定任期付職員の期末手当の改正を令和元年12月1日から適用することとするものです。

附則第3項では、改正後の給与条例及び任期付職員条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例及び任期付職員条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例及び任期付職員条例による給与の内払いとみなすこととするものです。

第4項は、住居手当額が2千円を超える減額となる職員についての1年間の経過措置について規定するものです。

第5項は、規則等への委任でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより、質疑に入ります。

2番、田中とよ子君。

○2番（田中とよ子君） 今の説明で、よくわかったつもりなんですが、別表第1条の改正ですね。遡及適用させるということですが、全職員が該当するものではないんですよね。先ほどの説明で、若年層について対応をとということで理解したんですけども、該当する職員は何名程度いるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） この度の給与表の改定による対象となる職員の数でございますが、40名でございます。職員の全体からいたしますと43%程度の職員が、今回の対象となります。

○議長（土井茂夫君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議 ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより、議案第2号の採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第2号に賛成の方は、挙手願います。

（全員の挙手）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第5 議案第3号 令和元年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 議案第3号 令和元年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条ですが、歳入歳出それぞれ3万7千円を追加し、補正後の予算総額を11億3,431万2千円と定めるものです。補正内容は、人事院勧告等に基づく給与改定に伴い、国保会計職員1名の人件費について追加補正をお願いするものです。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細書に沿って説明をいたします。予算書の6ページ、7ページをご覧ください。

はじめに歳入ですが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の3万7千円は、職員給与費等の補正額相当分を一般会計から繰り入れるものです。

次に、歳出について説明いたします。8ページ、9ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の3万7千円の補正は、給与改定に伴い、職員の給料及び職員手当を調整するものです。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（土井茂夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第3号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第6 議案第4号 令和元年度御宿町介護保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長(渡辺晴久君) 議案第4号 令和元年度御宿町介護保険特別会計補正予算(案)第2号についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条ですが、歳入歳出それぞれ7万7千円を追加し、補正後の予算総額を11億4,511万9千円と定めるものです。補正の内容は、人事院勧告等に基づく給与改定に伴い、介護保険会計職員4名の人件費について追加補正をお願いするものです。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿って説明をいたします。6ページ、7ページをご覧ください。

はじめに歳入ですが、3款 国庫支出金1万5千円、4款 支払基金交付金1万1千円、5款 県支出金7千円、6款 繰入金 2万9千円は、給与改定により職員人件費が増となることから、国、社会保険診療報酬支払基金、県、町一般会計の法定負担割合分を追加するものです。

7款 繰越金1万5千円は、前年度からの繰越金を追加し、収支の均衡を図りました。

以上、歳入予算に7万7千円を追加しております。

次に歳出について説明いたします。8ページ、9ページをご覧ください。

1款 総務費から3款 地域支援事業費までの2節給料、3節職員手当、4節共済費は、給与改定に伴い人件費を調整するもので、7万7千円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(土井茂夫君) これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

○議長(土井茂夫君) 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第3号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、質疑、討論、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第7 議案第5号 令和元年度御宿町一般会計補正予算第8号を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長(田邊義博君) それでは、議案第5号令和元年度御宿町一般会計補正予算(案)第8号について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに121万円を追加し、補正後の予算総額を37億8,961万円と定めるものでございます。

それでは予算書の内容について説明いたします。

6ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

19款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金、純繰越金の121万円は、今回の補正予算の財源として追加するものです。

以上、歳入予算に、121万円を追加しております。

8ページ、歳出予算でございます。

1款 議会費から9款 教育費までの2節 給料、3節 職員手当、4節 共済費、及び特別会計への繰出金は、人事院勧告等に基づく給与改定に伴う人件費の調整でございます。

以上、歳出予算に121万円を追加しております。

以上で一般会計補正予算案第8号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（土井茂夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより、議案第5号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は、挙手願います。

（全員の挙手）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣言

○議長（土井茂夫君） 以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 令和2年第1回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

この度の臨時会は、5議案についてご審議いただきましたが、議員の皆様方のご理解によりましていずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

寒さも一段と厳しさをましておりますので、皆様方におかれましては、健康には十分ご留意され、ますますご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 議員各位には、慎重審議いただき、ありがとうございました。また議会運営につきまして、ご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございました。

以上で、令和2年御宿町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時5分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員